

# 平成24年度 事務事業評価シート

※平成23年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	外部監査					継続			
コード	04	-	23	-	01	-	00	00	
担当部署	政策財政部	行政改革推進課	行政改革推進担当	予算事業名	外部監査				
				予算事業コード	会計 10	款 02	項 01	目 01	

## 1. 事業の位置付けと関連計画等

第三次川越市総合計画後期基本計画における位置付け 位置付けなしの場合 **無** 法令による実施義務 **義務**

基本目標(章)		根拠となる法令、条例等	地方自治法(第252条の36)、川越市外部監査契約に基づく監査に関する条例
方向性(節)		個別計画等の名称	なし
施策			
細施策			

## 2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	【対象】市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理 【目的】外部の者による専門的な視点からの監査を受けることにより、事務事業の適法性、妥当性を確保する。また、監査結果を公表することにより、市民の市政に対する信頼を高める。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	自治法の規定により、中核市に移行した平成15年度以来毎年度、包括外部監査人による監査を受けている。監査の結果を受け、「指摘」「意見」に対する措置の措置状況管理を行い、定期的に庁議に報告している。

## 3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		16,000	15,000	15,000	15,000	14,000	
事業費	A	16,000	15,000	15,000	15,000	14,000	14,000
	B	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590
総コスト(C=A+B)		18,590	17,590	17,590	17,590	16,590	16,590
正規職員(1年間の従事人数)		0.35人	0.35人	0.35人	0.35人	0.35人	0.35人
臨時職員(1年間の従事人数)		0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金	D	0	0	0	0	0	0
その他特定財源	E	0	0	0	0	0	0
市の財政負担(=C-D-E)		18,590	17,590	17,590	17,590	16,590	16,590

※24年度、25年度の事業費、人件費は見込額  
※臨時職員の給与は、事業費に含まれます。

## 4. 成果指標・活動指標による分析

成果	中心指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	指標の定義
成果	「結果」の措置率	%	36.8	30.6	62.5	52.6	当該年度に措置を講じた項目数(措置を講じない旨の決定含む)÷未措置の「結果」数
成果	「意見」の措置率	%	30.3	30.6	42.3	42.4	当該年度に措置を講じた項目数(措置を講じない旨の決定含む)÷未措置の「意見」数
活動	措置状況調査回数	回	4	4	4	2	「指摘」「意見」に対する措置状況の調査を行った回数
中心指標の考え方		本事業は、成果指標を中心に評価する。					
指標に基づく評価		「指摘」「意見」とともに毎年度新たに増えていくため、措置率をもって一概に評価できるものではないが、過去の「指摘」「意見」に対する措置済みの事項は年々増えてきており、一定の成果が上がっていると言える。					

## 5. 事業の実施を通じた分析・評価

(1) 現在の課題と状況	効率性に課題
過年度の指摘事項における未措置事項の積み残しは、平成15年度分から平成22年度分まで150項目を超えてしまっている。他団体との交渉を要するもの等、解決に時間を要するものもあるが、長期間にわたることで、担当者の異動等により所管部署の認識が薄れてしまっている面があると考えられる。そのため、長期間未措置となっている項目の検討状況につき改めて整理する必要がある。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	
未措置事項の追跡調査について、中核市40市中22市が無期限としている一方、7市が3年以下、6市が4~6年と期間を区切っている。また、未措置となっている項目について、6市が所管部署へのヒアリングや理由書の提出指導等を行っている。	
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	
地方自治法第252条の36の規定で実施が義務付けられているため、廃止することは出来ない。また、監査という性質上、外部監査人の執務内容を縮小することは困難だが、契約金額については見直しが可能である。	
(4) 所属長自己評価(今後の方向性)	改善(見直し)
契約金額については他市動向を参考に、外部監査人の交代時に合わせて見直しを行う。また、措置率の向上を図るため、現状行っている措置状況の進行管理に加え、未措置項目に対して所管部署に状況報告を求める等の指導体制を構築する。	